

基本方針の検討

1. 川口市の基本理念と基本方針

現行計画の基本理念と基本方針

川口市の現行計画の基本理念と基本方針は以下のとおりである。

基本理念 郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市

基本方針 方針1：市民・事業者・行政の三者の協働により、発生源で廃棄物の排出を抑制

方針2：再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用

方針3：廃棄物の環境への負荷の低減される方法による適正な処理

2. 新計画の基本理念

基本理念

みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち川口

現行計画の基本理念は川口市環境基本計画を基に策定されている。平成30年3月に策定された「第3次川口市環境基本計画」では、目指すべき将来の環境像として「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち川口」を掲げている。現行計画と同様に環境基本計画で掲げる環境像を基本理念とする。

3. 新計画の基本方針案

基本方針案

「持続可能な地域づくりを目指した循環型社会形成の推進」

平成30年に閣議決定された政府の「第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第四次循環基本計画」という。）」は、SDGsに示される「持続可能な社会づくりとの統合的取組」という考え方を採用し、目指すべき将来象として、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」「環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上」を掲げています。

これは、これまで進めてきた循環型社会の形成に向けた取り組みを「持続可能な社会」づくりの一環として位置づけ、循環型社会形成の取組が、環境の改善だけでなく、経済的側面、社会的側面の改善や発展にも寄与することを目指すというものです。さらに国は、そうした取組が進んだ地域を「地域循環共生圏」と位置づけています。

本市の第7次一般廃棄物処理基本計画（以下、「第7次処理基本計画」という。）の策定においては、上記に示される考え方を踏まえ、持続可能な地域作りの一環として循環型社会を位置づけることとし、「持続可能な地域作りを目指した循環型社会形成の推進」を基本方針とします。

具体的な基本方針の策定

現行計画では、基本方針を3つ掲げています。それぞれの方針については、方針1がごみ減量（リデュース）、方針2が再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）、方針3が適正処理や環境負荷の削減、効率化等を示す内容であり、各基本方針は施策体系に即しています。そこで、第7次処理基本計画でも、施策体系に即した形で、基本方針を定めます。（※施策体系は資料6参照）

① 基本方針1

第7次処理基本計画の基本方針1は、現行計画の基本方針1「市民・事業者・行政の三者の協働により、発生源で廃棄物の排出を抑制」と基本方針2「再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用」をまとめた内容とします。

ここで、国の第四次循環基本計画では、3Rに関して「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「持続可能な社会づくりとの統合的取組」「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」という柱を立てています。また、具体的には、循環資源・再生可能資源・ストック資源を活用した地域の資源生産性の向上・低炭素化・地域の活性化等の取組を進めることなどを示しています。

そこで、本市においても、3Rの一層の推進によって資源循環を進めることを目指します。そのため、市民・事業者・行政のそれぞれが、各自の活動する現場で3Rを進めるとともに、その取組をより効果的なものとするために必要な協働の取り組みを幅広く進めることを1つ目の基本方針の考え方とします。

案：3者協働による、3Rの一層の推進

② 基本方針2

第7次処理基本計画の基本方針2は、現行計画の基本方針3「廃棄物の環境への負荷の低減される方法による適正な処理」を受け継ぐとともに、焼却施設における更なる熱回収の推進や海洋プラスチック汚染防止などの新たな取り組みについて検討し、これまで以上の環境負荷低減を目指します。

ここで、国の第四次循環基本計画では、適正処理に関して「適正処理の推進と環境再生」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」といった柱を立て、廃棄物の適正処理のシステム・体制・技術が適切に整備された社会の構築や、海洋ごみ問題の解決、不法投棄等の対策などにより、地域環境の再生を図るとしています。

本市も、上記の考え方を踏まえ、適正処理を適正かつ効率的に実施すること、その際、これまで以上に環境負荷低減に取り組むことにより、望ましい環境像の達成を目指すことを2つ目の基本方針の考え方とします。

案：適正処理と環境負荷低減の一層の推進による
豊かな環境の確保